

会 議 録

会議の名称	令和８年度第１回 茨木市男女共同参画推進審議会
開催日時	令和８年７月２２日（水）午前１０時００分～午前１１時５０分
開催場所	市役所合同庁舎６階 会議室
議 長	長町 理恵子 会長（追手門学院大学経済学部経済学科教授）
出 席 者	長町会長（追手門学院大学経済学部経済学科教授）、山中副会長（コラボレーション実践研究所所長兼大阪府立大学名誉教授）、梅田委員（市民委員）、樫本委員（元小学校校長）、木曾委員（男女共生センターローズWAM事業運営協議会）、田井委員（NPO 法人エンパワメントいばらき）、高橋委員（市民委員）、道満委員（茨木市人権擁護委員会委員）、中野委員（茨木商工会議所中小企業振興部部長）、橋本委員（一般社団法人茨木市医師会理事）、藤里委員（弁護士） 【１１人】
欠 席 者	畑委員（毎日新聞客員編集委員） 【１人】
事務局職員	向田共創文化部長、松山共創文化部次長兼人権・男女共生課長、富崎共創文化部参事兼ローズWAM所長、山下人権・男女共生課男女共生係長、奥田ローズWAM所長代理、利久人権・男女共生課主査
開催形態	公開（傍聴人 ３人）
議題（案件）	（１）令和７年度いばらきジェンダー平等プラン（第３次茨木市男女共同参画計画）推進状況報告書について （２）令和７年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要について （３）令和７年度茨木市立男女共生センターローズWAM事業概要について （４）男女共同参画に係る市民等意識調査について （５）その他
配布資料	・会議次第 ・（資料１）令和７年度いばらきジェンダー平等プラン（第３次茨木市男女共同参画計画）推進状況報告書 ・（資料２）審議会等構成員数一覧表 ・（資料３）令和７年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要 ・（資料４）令和７年度ローズWAM事業概要 ・（資料５）男女共同参画に係る意識調査等について ・（資料６）令和８年度意識調査票案（一般） ・（資料７）令和８年度意識調査票案（大学生） ・（資料８）令和８年度意識調査票案（中学生） ・（資料９）令和８年度意識調査票案（小学生） ・（資料１０）令和８年度意識調査票案（事業所） ・（参考１）茨木市附属機関設置条例（平成２５年３月１３日条例第５号） ・（参考２）茨木市男女共同参画推進審議会規則（平成２５年３月２９日規則第１９号） ・（参考３）茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	「令和８年度第１回茨木市男女共同参画推進審議会」を開催する。
市長	【福岡市長あいさつ】
事務局	<委員紹介> <事務局紹介> <審議会の説明> 【（参考１・２）に基づき説明】 <会議の成立について説明> 本日の出席委員は全１２人中１１人で、欠席委員が１人。半数以上の出席があるので、茨木市男女共同参画推進審議会規則第６条第２項の規定により、会議は成立している。 <会長・副会長の選任について> 会長・副会長は、茨木市男女共同参画推進審議会規則第５条の規定により、委員の互選により定めることとなっている。会長の選任についていかがすべきか。
樫本委員	長町委員を会長に推薦したい。
事務局	長町委員に会長をお願いすることに、ご異議ないか。
各委員	異議なし。
事務局	会長は、長町委員をお願いする。
長町会長	副会長の選任についてはいかがか。
道満委員	副会長は会長の補佐役なので、会長に一任してはどうか。
各委員	異議なし。
長町会長	副会長は、山中委員をお願いする。
長町会長	<諮問について> 会長・副会長が決定したので、本審議会への諮問をお受けする。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
福岡市長	【審議会へ諮問】 諮問後、公務の都合上、福岡市長退席。
長町会長	諮問書の内容については、向田共創文化部長から説明願う。
向田部長	【諮問趣旨説明】
長町会長	＜「審議会の公開」について＞
事務局	【(参考3)に基づき説明】
長町会長	今後、非公開とすべき案件が発生したときには会議の非公開を決定することとし、それまでは原則に基づき会議は公開とする。資料についても傍聴者への閲覧・配布を許可する。各委員からの意見についても、お名前を明記して公表したいと思うが、ご異議ないか。
各委員	異議なし。
長町会長	本日の審議会の傍聴及び議事録を公開とする。議事録については要点筆記とするが、各委員からの意見については、名前を明記して公表する。 案件(1)「令和7年度いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）推進状況報告書」について 案件(2)令和7年度茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要について 案件(3)令和7年度茨木市立男女共生センターローズWAM事業概要について
長町会長	事務局からの説明を求める。
事務局	【事務局説明】
長町会長	意見等あれば自由に発言願いたい。
樫本委員	前回、中学校との連携についての話があったと思うが、デートDV予防に関する講座の様子について聞きたい。新しい啓発冊子が作られるという状況について教えてほしい。
事務局	ワークショップという形で実施しており、自分ごととして捉えられるとい

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
田井委員	う意見や、自分たちの行動について改めて考え直す機会になったという意見をいただいている。ワークショップは「LAP いばらき」をお願いして実施している。啓発冊子については令和6年度末に完成し、ホームページにも掲載している。 高校生と交流する場で、デートDV予防啓発冊子をどこにもらいに行けばよいか分からないという声があった。ローズWAMにあるとのことだが、置いている場所の明示と、こどもたちが手に取りやすいカウンターなどに配架してほしい。 別件だが、茨木市にローズWAMという拠点があることは誇りに思っている。資料1のp.52にある「リプロダクティブヘルス／ライツ」の掲示物を、ローズWAMで通りすがりに見て、興味深く読んだ。こうした難しい言葉でも「自分のことは自分で決めていいんだ」というメッセージが目につくことは、こどもたちの安心材料になると思うので、知る機会として引き続きアピールを続けてほしい。
木曾委員	資料1のp.6、乳がん・子宮がんの検診受診率が目標に届かないのが気になる。どの対象者にアプローチできればよいと考えているか。
藤里委員	以前も同様の質問があったと記憶しているが、これは市の受診率であって、会社で受診している人は含まれていない。数値的に低くみえるけれども、受診していないわけではなく実数値がとれていないという話があったと記憶している。
木曾委員	資料4について、図書の貸出数がなかなか伸びない。ローズWAMで本が借りられること自体、一般的に知られているのか。おにクルと連携して周知する方法はないか。
事務局	ご指摘と同じ話を、直前に担当課ともしていたところである。図書館機能があるおにクルが近くにできているので当然連携すべきであり、ローズWAMには男女共同参画に特化した本があるということをしっかり棲み分けすることで、貸出数も伸びていくと考える。担当課と連携を取りながら、いただいた意見を参考に進めさせていただく。
木曾委員	ローズWAMに行くことで各種相談にも繋がりやすいと考える。資料3のp.5の業務実績について、相談件数の伸び率が大きいのが、なぜこんなに増えたのか。考えられる要因があれば聞きたい。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
藤里委員	以前、50代・60代の相談が急に増えた時期がある、と指摘があった。ローズWAMの啓発が奏功している面もあると思う。法律相談では、介護と相続の相談が急増しており50代が増え、それに伴ってヤングケアラーの相談も増えていると、現場の実感としてある。介護を担いながら子育てもしている40代から60代の方の相談が特に増え、「生き方」に関する相談の伸びも大きいと感じている。
木曾委員	DV相談においては、この1年で増え方の傾向が違ってきているように思う。配偶者間の相談が急に増えた印象がある。
事務局	単年度で際立った理由があるとは分析できていないが、主訴別相談内容別に見ると精神的暴力の相談が増えている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉の暴力やモラルハラスメントなども暴力として相談してよい、という認識が広がってきたこともあるのではないかと考えている。
山中副会長	令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」である女性支援新法の浸透が、相談件数増加の一因ではないか。茨木市の場合、DV以外の生活する上で具体的に困難な問題に関する相談はローズWAMで受けているのか、それとも他の窓口で受けているのか。資料4のp.20では「生き方」の電話相談が多い一方、住居問題や予期せぬ妊娠・出産といった生活する上で具体的に困難な問題に関する相談はほとんど計上されていないようだが、そうした困難を持った相談はどこで受けているのか。
事務局	女性支援新法に基づく相談窓口はローズWAMが担当しており、従来からの女性電話相談の枠で受けている。DVに相当する案件の場合は、配偶者暴力相談支援センターが担当する。
山中副会長	そうすると、女性支援新法と相談件数の計上がまだうまくリンクしていないかもしれないが、住居問題や妊娠・出産のような生活する上で具体的に困難な問題に関する相談は受けきれていない可能性があるのではないか。
事務局	そういった問題の場合は、それぞれの担当部署に行かれることが多いのではないか。暴力が起因としてある場合は配偶者暴力相談支援センターで受けており、支援も行っているので、そちらで計上されているのではないかと考える。
藤里委員	女性支援新法については、テレビなどで情報を得た方が反映されている部

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	分もあると思う。生活する上で具体的に困難な問題に関する相談は、相談項目内訳の「その他」にチェックすることもあるので、件数として出てこない部分がある。また、ローズWAMでの相談のほかに市役所で「ひとり親相談」という相談窓口がある。茨木市は、相談窓口が充実しているが、相談が分散するということもある。相談窓口が多岐にわたっているので、相談できない人がいるということはあまりなさそうだと思うが、性暴力や性被害については、SACHICO といった他機関へつなぐこともある。
木曾委員	中学校での講座が3校4回にとどまっているので、市内全校を回られたい。デートDVの話は中学生だけでなく他の世代にも広げられるとよいと思う。大人の知識が更新されていないこともあるので幅広く実施してほしい。
田井委員	デートDV講座に限らず、小学生対象の安全教育も含めて、講座を担う人材がなかなか育っておらず、人を育てることも合わせて行わないと実施を広げることが難しい。ぜひともファシリテーター養成講座のようなものも合わせて検討してほしい。
檜本委員	本審議会で、実際に講座をされている様子を共有していただけると、意識の向上にもつながると思う。支援の方法について、案を考えられると思う。小さいこどもたちへの支援は中学・高校に上がってから力にもなるので、ぜひお願いしたい。 視点を変えるが、資料1のp.5、ワーク・ライフ・バランスについて意見とお願いがある。育休の取得率等が高まっているのは啓発事業の成果だと思うが、特に女性管理職のなり手が市役所ですらいけないという問題がある。働く女性を支えるバックアップ体制、特に夏休み期間の小中学生を支える支援が茨木市には見える形でほとんどない。茨木市では学童も1年生から3年生までしか使えず、他市では6年生まで受け入れるところもある。子育てに優しい市であることを打ち出してほしい。近所で働くしかない、こどもを家においていくしかないとかきらめの声も聞く。ワーク・ライフ・バランスの観点で、夏休み中のこどもへの支援施策を打ち出して欲しい。
橋本委員	関連する意見だが、学校検診で肥満度30%以上のこどもを病気がないか受診する生活習慣病健診で小学4年生になって急に該当してしまうこどもが比較的多い。3年生までは学童に通い生活リズムが安定していたのが、学童終了後はこどものみで留守番するようになり、勝手におやつを食べたり、宿題ができておらず寝るのが遅くなるなど生活リズムが崩れ、体重が増える例がある。学童のような、宿題も含めてきちんと過ごせるこどもの居場所が提供されればよいのではないかな。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木曾委員	不登校の児童生徒についても、不登校になった瞬間に家庭状況が一気に厳しくなるケースが茨木でもよくある。茨木市の不登校の増加率は全国平均より高い状況であり、教育部門と連携して施策に取り組めるとよい。
長町会長	こどもの居場所について、追手門学院大学で 2024 年から不定期で「追大パーク」という、大学内でこどもを預かる取組を行っている。保護者の方からは継続して実施してほしい、夏休みは長期・有料でもやってほしいという要望があるが、学生はボランティアで無償対応しており、継続のための予算や仕組みがないのが実情である。有償ボランティアのような形で組織化できれば、市内は学生数が多いので力になれると思う。茨木市ではこども会がない地域もあり、学童は小学 3 年生までで小学校高学年が心配との意見も聞く。
樫本委員	居場所については、各小学校区に平等にあることが基本だと思う。市の施設の活用や、学生や高齢者の協力を仰ぎながら、行政として整備を進め、子育てに優しいまちにしてほしい。
山中副会長	資料 1 の p. 5、男性職員の育児休業取得率が上がってきているが、取得日数についても調査されているか。
事務局	感覚的なところだが、3～4 か月程度が多い印象である。長い場合で 1 年程度かと思う。
山中副会長	取得率で見ると上がっているように見えるが、1 週間だけというケースもあり得るので、取得日数についても次の指標として設定することが必要ではないか。
事務局	指標を設定した当初は取得率自体がかなり低かったので、まずは率を上げることを目標としていたと考えられる。ご指摘を踏まえ、次の指標を検討すべきかと考える。
長町会長	茨木市の職員の方々は比較的男性の取得期間が長い印象がある。
橋本委員	こどもの体調不良時の保育園へのお迎えや、通院付き添いが父親というご家庭も見受けられるが、市の制度としては年休等あるのか。
事務局	看護休暇制度があり、状況に応じて、数日間取得することも可能である。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	数値的な根拠ではないが、積極的に取得している印象である。
長町会長	おそらく在宅勤務については、正社員であることが多い男性が取得していることが多い。女性はパートで非正規だと、シフト制でテレワークがしづらい職業についている傾向にある。 育休については、妻が働いていなくても育児休業を取る父親もいる。父親も子育てに関わりたいたいの意識が見られる。
木曾委員	今月、文部科学省から夏休み期間中の学校施設等の開放に関して、「学校を居場所にする」案が出たと思うが、それを誰が担うのかという問題があった。学生たちに話をきくと、こどもの居場所についてやりたいという学生はいる。学生とのネットワークを活用し、市を横断した事業ができれば、男女共同参画の推進にもつながる。
事務局	こどもの居場所か、保育かでハードルが変わってくるが、居場所はハードルが低く、一部のコミュニティセンターでは、会議室を開放する取組を試験的に開始している。地域によっては、コミュニティセンターを「コミュニティの場所」にしたいと考えている。 審議会意見としてはまとめるが、それぞれ、所管施設とも共有して検討したい。
長町会長	サードプレイスの選択肢が増えればよいと思う。大学資源も活用できるように思う。
道満委員	学童保育の教室数がかなり増えている一方、「こども会」がほとんどなくなり、コミュニケーションの場が皆無に近い状況である。これは社会問題になってきていると感じる。
	案件（４）「男女共同参画に係る市民等意識調査」について
事務局	【事務局説明】
長町会長	事務局から説明があった。意見等あれば自由に発言願いたい。
藤里委員	資料 10 p.8 の問 20、事業所調査で市の施策を問う設問の選択肢 3 「公正証書補助制度」は、調査結果がどう関連してくるのか。
事務局	市の性的マイノリティ関連施策の認知状況を幅広く確認する趣旨で設けて

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	いる。
道満委員	事業所調査に、ハラスメント防止・解決のための相談窓口があるかどうかを尋ねる項目を入れてはどうか。
橋本委員	職種の聞き方に偏りがあるのが気になる。資料6のp.16「あなたの仕事の内容は」という設問の選択肢について、不自然に感じる。資料7のp.9の大学生調査の学部のと並び方についても、あまり見ない並び方だと感じた。
長町会長	職種の項目は前回調査がコロナ禍であったことから、エッセンシャルワーカーの状況を把握する目的で入れたものである。今回は事業所調査もあわせて実施するので、そちらの職種区分と揃えるべきと事前に意見として出している。産業分類・職業分類など国の統計に準拠した形に揃えるのがよいのではないかと。大学生調査の学部のと並びについては、学校基本調査が参考になる。
事務局	事業所調査の内容と揃える方向で修正する。
橋本委員	大学生用調査票の資料7のp.5に、「性的なうわさを流される」という同じ項目が2つ並んでいる。
事務局	修正する。
山中副会長	中学生・小学生調査の実施方法について、強制性が働かないようにする必要がある。学校で配布して家で答えてもらう、という理解でよいのか。
事務局	学校に依頼文を渡し、担任等から調査の概要・意図を説明いただいた上で、学校で回答いただくことを想定している。回答は、選択しなくても次の項目に進める形式にしている。
山中副会長	研究倫理上、調査で強制性が働かないようにすることは重要である。クラスで一斉に答える形式だと、答えているかどうか周りから分かってしまい、それ自体が一種の強制につながり得る。回答の有無にかかわらず全員から回収する等、誰が答えたか分からないようにする配慮するなど、全員が回答しなければならない環境であるという強制性が働かないようにする必要があるのではないかと。
事務局	対応について検討する。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木曾委員	新規で困難な経験の有無を尋ねる設問が増えている。聞くこと自体は必要だが、正直に答えた方への配慮として、相談窓口の案内に加えて、設問の前後に「素直に答えてくれると嬉しい」「何か感じることがあればいつでもご連絡ください」といった一言のフォローを添えてほしい。
田井委員	中学生・小学生向けの調査は、こどもたちにとって分かりやすい文言にしてほしい。「その他」という項目があってもこどもたちには分かりにくいと思うので、相談方法について「電話や手紙、相談など」といった具体例を示してほしい。
	案件（５）その他
事務局	本日の資料に対する意見は、来週 30 日までに事務局へ提出願いたい。次回の審議会は 9 月 18 日（金）午後 2 時から開催予定である。
長町会長	その他、何かあるか。特になければ、これをもって第 1 回茨木市男女共同参画推進審議会を閉会とする。
	<閉会>
	以上